

## 消費者の安全に関する緊急時対応実施要綱

平成 20 年 9 月 10 日

消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ

本要綱は、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（平成 20 年 9 月 10 日消費者安全情報総括官会議申合せ）に基づき行う緊急時対応に係る関係府省庁の役割分担等について定めたものである。

## 1 関係府省庁の役割分担

関係府省庁は、次に掲げる役割分担を踏まえて、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に対応を行うことにより、消費者被害の拡大防止等に努めることとする。

## (1) 内閣府国民生活局

食品等の摂取、並びに製品及び施設の利用による消費者の生命又は身体に生ずる被害（以下「消費者被害」という。）に関する情報（以下「情報」という。）の収集、関係府省庁の連携の促進、関係府省庁の対応状況の取りまとめと国民への情報提供

## (2) 内閣府食品安全委員会

所掌事務に係る情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、必要に応じ食品健康影響評価等の実施

## (3) 警察庁

消費者被害に関する情報の関係府省庁等への提供

## (4) 総務省

地方公共団体が所有する施設（他の関係府省庁の所掌事務に関する施設を除く。）に関する情報の各都道府県への提供

## (5) 総務省消防庁

製品に係る火災原因調査についての情報収集及び消費者被害に関連する救急搬送についての情報収集

## (6) 文部科学省

所掌事務に関する情報収集、各都道府県教育委員会等への情報提供

(7) 厚生労働省

所掌事務に関する情報収集、関係都道府県等に対する技術的助言、食品等事業者に対する関係都道府県等を通じた自主回収等の要請、食品衛生に関する施策の状況に関する国民への情報提供、必要に応じ、食品衛生法第60条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施

(8) 農林水産省

所掌事務に関する情報収集、消費者相談窓口の設置、食品等事業者による自主回収等についての協力要請

(9) 経済産業省

所掌事務に関する情報収集、関係事業者への情報提供、事故情報報告収集制度等による情報収集・公表、原因分析、リコール指導、注意喚起

(10) 国土交通省

所掌事務に関する情報収集、地方公共団体及び関係事業者への情報提供

2 情報の収集・分析等

関係府省庁は、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。なお、消費者被害の発生状況等を踏まえ適宜当該府省庁内の情報収集システムの点検・評価を行い、所要の措置を講ずる。

(1) 情報の収集、整理及び分析

関係府省庁は、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、以下に掲げる方法等により、情報の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、地方公共団体からの情報収集は、関係府省庁がそれぞれの所管法令等に基づき行うこととする。

① 内閣府国民生活局

パイオネットを通じた情報の収集

② 内閣府食品安全委員会

報道機関及びインターネット等からの国内外における所掌事務に関する情報の収集、食品安全委員会委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集

③ 警察庁

都道府県警察からの消費者被害に関する情報の収集

④ 総務省消防庁

消防機関及び都道府県からの製品に係る火災原因調査に関する情報、消費者被害に関連する救急搬送についての情報の収集

⑤ 文部科学省

学校給食衛生管理の基準に基づく報告、教育委員会等から得られる学校、教育委員会所管の社会体育施設、社会教育施設、文化施設における情報の収集

⑥ 厚生労働省

食品衛生法第58条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告

⑦ 農林水産省

農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の所掌事務に関する情報の収集

⑧ 経済産業省

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故に関する情報の収集、N I T Eによる製品事故情報の収集

⑨ 国土交通省

所掌事務に関する地方公共団体及び関係事業者からの情報の収集

(2) 情報の共有等

- ① 関係府省庁は、(1)に掲げる情報収集・分析の結果などに基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該事案が緊急事態に当たるか否か、また、当面の対応についての検討を行うこととする。

- ② 関係府省庁は、重要事案に係る情報を認知した場合には、国民生活局に速やかに電話により口頭で伝達するとともに、様式1を用いてEメール又はFAXにより通報することとする。また、平時から、適宜開催される消費者安全情報総括官会議等を通じて、収集、整理及び分析を行った重要事案に係る情報について、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。
- ③ 国民生活局は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、必要に応じ、当該事案が緊急事態に当たるか否かの判断を求めるため、直接又は秘書官を通じて内閣府特命担当大臣（国民生活）（内閣府特命担当大臣（国民生活）が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官。以下同じ。）へ迅速に報告を行うとともに、内閣府特命担当大臣（国民生活）の指示の下に、更に必要な情報の収集、整理、分析、共有を行うための体制整備を行う。

### 3 緊急事態への対応

- (1) 関係府省庁は、2(1)に掲げる情報収集・分析の結果などに基づき、緊急事態としての対応が必要であると考えられる場合には、消費者安全情報総括官を中心として、相互に情報連絡窓口を通じて、電話により口頭で伝達するとともに、様式1を用いてEメール又はFAXにより情報提供することとする。
- (2) この場合、関係府省庁は、(1)のほか、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官へ秘書官等を通じて速やかに報告を行うこととする。ただし、2(2)③の報告に基づき、内閣府特命担当大臣（国民生活）が自ら緊急事態に当たると判断する場合には、内閣府特命担当大臣（国民生活）の指示により、国民生活局が内閣総理大臣及び官房長官へ秘書官等を通じて速やかに連絡を行うこととする。
- (3) 関係府省庁は、消費者安全情報総括官を中心として、それぞれが個々に定めるマニュアル等に基づく情報連絡、緊急時対応

を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。

- (4) 緊急事態において、内閣府特命担当大臣（国民生活）が消費者安全情報総括官会議を開催する際には、緊急事態を認知した消費者安全情報総括官は最初の会議において様式1を用いて緊急事態の概要（発生状況、原因物質等）の報告を行うこととする。
- (5) 関係府省庁の消費者安全情報総括官は、2回目以降の消費者安全情報総括官会議を開催する際には、様式2を用いて取組の状況等を報告することとする。
- (6) 関係府省庁は、必要に応じ、消費者安全情報総括官会議終了後に国民生活局を中心に記者ブリーフィングを行うとともに、被害拡大防止の観点から収集等を行った情報について報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。

#### 4 その他

「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官幹事会申合せ）は、廃止する。